

青山高原ウィンドファーム風力発電増設事業に係る環境影響評価準備書 に対する三重県知事意見

(総括的事項)

- 1 風力発電事業は、地球温暖化対策を推進するための再生可能なエネルギー技術として位置づけられているが、本事業実施区域は、自然度の高い自然環境が現存し、優れた自然の風景地である自然公園法の特別地域を含むことから、自然景観や生物多様性を十分に保持するために適切な環境配慮を行うこと。
- 2 風力発電事業については、現在、低周波音、バードストライク等の影響評価手法が明確になっていないが、常に、最新の知見について情報の収集を行い、適切な環境保全措置を行うこと。
- 3 事業で発生する残土は、事業実施区域内の北側に計画している環境貢献スペースの造成工事に利用するのではなく、他の事業に有効利用することを十分検討したうえで、風車の敷地、管理道路及び送電線施設等の造成工事の計画を策定し、改変面積が必要最小限の面積になるように努めること。
- 4 自然公園法の特別地域内にある造成工事等を計画するにあたっては、環境に十分配慮した事項の内容を重点的に検討し、その結果と検討した経緯も含めて明らかにすること。
- 5 環境保全措置を計画する際には、実行可能な措置であることがわかるような具体的な内容と検討した経緯を明らかにしたうえで、評価書に記載するとともに、選択した環境保全措置の不確実性についても明らかにすること。

(個別的事項)

- 1 騒音・低周波音
風車から発生する低周波音の影響については、現在、環境省でその実態の解明を行っている段階ではあるが、周波数分析の結果については、環境省が定めている「低周波音問題対応の手引書」の評価指針に基づいて詳細な考察を行うこと。
また、施設供用後も、最新の知見や情報に基づき、必要に応じて、人への健康被害が生じないような適切な対策を行うこと。
- 2 水質
濁水の予測評価にあたっては、風車敷地(小堤)面積を沈殿域としてSS除去を予測しているが、コロイド粒子状態のものについては除去が不可能であるため、事後調査を実施し、保全措置を確実に実行すること。
また、日間平均雨量による予測の他に、水の濁りが生じると思われる最大時間雨量又は最大10分間雨量時における影響予測についても可能な場合には、予測を行うこと。

3 地形・地質

学術上価値の高い地形である準平原遺物に対し、環境影響評価を実施しなかった理由を明らかにすること。

4 植物、動物、生態系

- (1) キノコ類の調査を、キノコ類が生育する梅雨時期や9月、10月に実施しなかった理由を明らかにすること。
- (2) 植物の移植については、風衝地で成功した実績や文献等を調査するとともに、生育環境を十分に把握し、事前に実施が可能であることを評価したうえで、適地に移植し、3年以上にわたって事後調査を実施すること。
- (3) 重要な植物群落であるツツジ群落は、管理道路の建設により分断されることで、群落が縮小化するため、可能な限り、ツツジ群落の分断を回避するような管理道路の計画にすること。
- (4) 事業実施区域及びその周辺では、シカの食害による影響が確認されており、風車敷地を設けることによるシカの生息数の増加と管理道路を建設することによるシカの行動圏の拡大により、シカによる植物への食害が促進されることが予想される。このため、シカによる重要な植物種への食害防止対策を行うこと。
- (5) 事業実施区域は、自然植生度の高い地域であるので、植栽等の苗木・種子については、外来種による地域固有の植物の駆逐や遺伝子攪乱が生じないように、事業で消失する可能性のある植物種を植栽等に利用することを十分に調査又は研究し、造成時における切土面の植物及び表層土壌を植栽等に活用する等、可能な限り、事業実施区域内又はその周辺の自生種を使用すること。
- (6) 土地の改変による重要な動物種への環境影響評価は、好適な生息環境の詳細を明らかにしたうえで行うこと。
- (7) 事業実施区域は、主要な渡りルートではないが、重要な鳥類が確認されているため、バードストライクの影響が懸念される。しかし、その発生及び対策等については、現時点では十分に解明されていないため、常に、最新の調査方法及び対策方法等について情報収集を行い、適切な環境保全措置を行うよう努めること。
- (8) 生態系の上位種であるクマタカは、繁殖が確認できなかったものの事業実施区域周辺には営巣しており、調査で事業実施区域の一部を利用していることが確認され、ヨタカについては、事業実施区域内で繁殖が確認されている。また、ノスリについては、事業実施区域の利用状況は極めて高く、既存風車周辺での利用状況は少ない調査結果となっている。これらのことから、風車供用後、重要な鳥類が生息しない恐れがあるため、既存風車周辺でのノスリの利用状況が少ない要因について詳細に考察するとともに、少なくともこの3種については、事業実施区域及びその周辺にまで調査の範囲を拡大し、事業に着手する前の段階から供用後の2年間、繁殖を含む生態調査を行うこと。

5 景観

- (1) 青山高原三角点付近の風車4基の中止は、伊勢湾岸を眺望できる優れた景観を保全できるようになったが、三角点に近接している北側の風車1基についても、必要に応じて、回避・低減措置を行うこと。
- (2) 風車の色相、明度、彩度については、色彩表を用いた説明を評価書に記載すること。

6 温室効果ガス

- (1) 本事業は、森林を開発する事業であるので、森林整備による二酸化炭素の吸収量と森林伐採による排出量を明らかにして、二酸化炭素の吸収源としての森林機能の評価を行うこと。
- (2) 風車を建設する際に発生する温室効果ガスの風車1基あたりの発生量を算定すること。

7 事後調査

- (1) 移植した植物の状況調査を行う場合には、樹高、直径などの数値データも併せて記録すること。
- (2) 事業実施区域は、周辺河川の上流部に位置しており、濁水の発生がある場合には、下流に生息している重要な水生生物が影響を受けやすいことから、適切な時期に、濁水の調査と併せて水生生物の事後調査を行うこと。
- (3) コウモリ類の事後調査を行うこと。

8 その他

- (1) 本事業の実施による三重県の電力量全体に占める割合の推定、エネルギーペイバックタイム、風車の耐用年数及び耐用年数の経過後の計画等を可能な限り、明らかにすること。
- (2) 当該事業区域の一部が自然公園法の指定区域になっているので、関係法令の規定に十分留意すること。